

生徒心得

I 学校生活

1. 登校

- (1) 朝は、早起きをし、朝ご飯を食べ、遅刻をしない。(8時00分までに登校するよう奨励する)
- (2) 8時15分以降は遅刻とする。
- (3) 県内外の各学校で指定された制服で登校する。
- (4) 前日に準備をすませ、忘れ物がないようにしよう。
- (5) 地域の人や皆に出会ったら積極的(名前呼び挨拶)に挨拶をしよう。

2. 登校後

- (1) 登校したら教室の窓をあけ、新鮮な空気を取り込もう。
- (2) 学校生活をスムーズにおくれるように学習の準備や読書をする。

3. 学習前の態度

- (1) 5分前行動を心がけ、授業に遅れないようにする。
- (2) 授業開始前には着席し、「黙想」を行う。
 - ・黙想の手順① 級長が号令・「正座」→「黙想」→※「やめ」→「礼」→「お願いします」
※「やめ」の合図は教師が指示する。
 - ② 教師不在の場合も黙想しておく。教師がきたら「正座」→「礼」→「お願いします」

4. 学習中の姿勢・態度

- (1) 座る姿勢は、腰掛けに深くかけ、立腰できちんと座る。
- (2) 聞く時の態度
 - ① 聞く時は姿勢をただして、おしゃべりをしないようにする。
 - ② 話し手に注目する。
 - ③ 聞きながら要点をメモする習慣をつける。
 - ④ 問題点や大切だと思う点は赤鉛筆などで印をつける。
 - ⑤ 私語を慎み、居眠りなどの無いように集中し、積極的に学習に参加する。
- (3) 発表時の態度
 - ① 指名されたら「はい」と返事をする。
 - ② 大きな声で発表する。
- (4) 授業終了時の態度
 - ① 副級長の「正座」「礼」の号令で着席のまま「ありがとうございました」のあいさつをする。
 - ② テスト時の終わりは、解答用紙回収後に号令をかける。

5. 休み時間

- (1) 休み時間内で、次の授業の準備をする。
- (2) 移動教室の場合は、遅れないように行動する。
- (3) 安全に行動し事故をおこさないようにする。

6. 授業準備・休憩時間

- (1) 自主活動と授業の準備時間なので、安全面には十分気をつけ、読書・スポーツ・休養・友達との語り、学習用具の準備や移動教室などで有効に過ごす。
- (2) 校外に出ない。特別の理由がある場合は、担任の許可を得て、職員とともに校外に出る。
- (3) 授業の準備は黙想が始まる前にはすましておく。
- (4) 始業5分前行動に心がけ、始業1分前には着席して授業前の黙想の準備をする。

7. 下校

- (1) 部活動をしていない生徒は、原則として4時30分までに下校する。放課後の活動は、担当の先生の許可を得て行うこととする。
- (2) 帰りの会終了後は原則教室に残らない。
- (3) 部活生徒に関しては平日の片付け含む練習終了時間は18時00まで、18時30分までに帰宅する。
※中学部職員の指示により、帰宅時間が変動することもある。

8. 礼儀作法

- (1) 自分から積極的に名前を呼んであいさつをする。また、あいさつされたら伝わるように必ず返す。
- (2) 先生や目上の人に対しては、敬語を使う。
- (3) 先輩と後輩の関係を大切にする。先輩は後輩に対して行動で示すこと、後輩は先輩に対して「～さん」と呼び、敬語で話すことを心がける。
- (4) 外来者には進んであいさつし、親切に対応する。(ただし、不審な人には近づかず大人に連絡する)
- (5) 校長室、保健室等に入室するときは、相手がわかるようにはっきりと理由を述べ、許可を得てから入る。
- (6) 生徒は職員室への出入りは禁止し、職員室入口で用のある先生を呼ぶようにする。
※入口で「〇年〇組の〇〇です。〇〇先生に用事で来ました。〇〇先生いらっしゃいますか」と用のある先生を呼ぶ。用が済んだら「失礼しました」を言って退室する
- (7) 室内の出入りの際、履き物を揃える。また、玄関・体育館の出入りの靴類は、下駄箱に入れる。

9. 持ち物

- (1) 持ち物にはすべてネームペンでわかりやすく名前を書く。
- (2) 学校に徴収金以外のお金を持ってこない。(事情があって持ってきている場合は担任に預ける)
- (3) 徴収金は登校したら各自で担当職員又は担任に預ける。
- (4) 学用品以外は持ってこない。(スマホ、携帯電話、自宅等で読んでいる雑誌も禁止)
- (5) ハンカチ等はいつでも持参し、清潔にする。
- (6) カバンは、一日の学用品が全て入るものを使用する。カバンなし・空カバンでの登校は認めない。
- (7) 学習用具の貸し借りはしない。
- (8) 持ち物をなくした場合は、直ちに先生に連絡する。

10. 学校施設・用具の使用について

- (1) 施設や用具を使用するときは、先生の許可を得る。
- (2) 施設や用具は大切にする。
- (3) 施設や用具を破損した場合は、すぐに先生に申し出る。
- (4) 施設や用具を使用した後は、責任を持って所定の場所に片付け、戸締まりを行う。
- (5) 放課後や休みの日に使用する場合は、校長・教頭先生の許可を受ける。

11. その他の留意事項

- (1) 登校したら、学習用具は机の中等へ整頓し、カバンはロッカーに入れるか、机の横にかける。
- (2) 登下校は、安全確保のため、ポケットに手を入れずに歩く。
- (3) 8時15分の学習に間に合わなかった場合、中学教師へ事情説明し、教室へ入室する。
- (4) 授業に遅刻をした場合は、教科担任の先生へ理由を報告し、許可を得てから入室する。
- (5) 下校については、原則帰りの会終了後とする。道草をせず、まっすぐに家へ帰ること。
- (6) 生徒間で(文具・遊具含む全ての物)の貸し借り・交換はトラブルの元になるので絶対にしない。
- (7) 進路や学校生活その他の相談ごとがある場合や資料を閲覧したい場合は、相談室を活用する。
(利用の際は、学級担任か係の先生に申し出て許可を得る。)
- (8) 給食時間は、全員で協力して時間内に準備・配膳し、片付けも協力して行う
- (9) 移動教室の際は、扇風機のスイッチを切り、消灯・戸締まりをきちんとする。
- (10) ロッカーは常に整理・整頓する。
- (11) 長期休業中は必要な学習用具を持ち帰る。

- (12) 散髪は生徒だけでは行わない。必ず保護者か、保護者立ち会いのもとで散髪を行う。
- (13) 学校には原則として、サンダル等で来ることはしない。(帰宅後の部活動への参加、補習など)雨天時は相談する。

II 服装について

令和3年度4月より久高中学校では、「制服選択制」とし、男女関係なく【シャツ・スラックスタイプ】(スラックスを基調とする制服)【セーラー・スカートタイプ】(スカートを基調とする制服)から選択することができます。

「生徒の人権、個性を尊重し多様な生徒の成長に配慮する」ことを理念とし、下記事項を遵守し保護者同意の下、どちらかを選択又は両方を選択する。その他、検討事項が生じた場合は中学部職員で審議し、学校長が判断する。



1. 制服

《スラックスタイプ》

(夏服)

- (1) 夏服は、白の半そでシャツを着用し、肌着を着用する。
- (2) シャツの裾はズボンの中にきちんと入れる。
- (3) 制服のボタンはきちんとしめる。

(冬服)

- (1) 県内外の学校で指定されている(学ラン)とする。
- (2) 学ランの下に着用する服は首までかからない長さのものとする。色は問わない。
- (3) 学ランの下に着用する服はズボンの中にきちんと入れる。
- (4) ボタンをきちんとしめる。
- (5) 暑くて脱ぐ場合は、夏服を着用している生徒のみとする。
- (6) 学ランが脱げるように下から夏服を着ける際の肌着の決まりは、上記の夏服の決まり同様とする。
- (7) 昼休みは学ランを脱いで遊んでもよいが、授業開始前までにはきちんと着用する。
- (8) 勝手に変形させたり、飾ったりしない。
- (9) ズボンは夏・冬とも各々学校制服のズボンとする。(ベルトは黒系統を原則とする。)

《スカートタイプ》

- (1) 夏、冬とも本校指定のセーラー服とする。ネクタイはきちんとしめる。
- (2) 制服の裾が長すぎたり、短すぎたりするものは認めない。また、勝手に変形させない。スカートの丈の長さは膝を覆う長さとする。

《共通項目》

- (1) 制服は《スラックスタイプ・スカートタイプ》の2種のうち、どちらかを選択又は両方を選択し着用する。
- (2) 肌着は、袖や襟から表にはみ出さないものとする。色は、白・黒・グレー・紺・ベージュか淡い単色のものとする。
- (3) 県内外からの転入生は、以前の学校の制服を着用してもよい。ただし、身なりは本校に準ずる。
- (4) 運動にふさわしいシューズを履いて学校生活を過ごす。

1. 容姿

(1) **頭髪** ※特別な事情がある場合は、担任と相談し、校長の許可を得る。

- ① 奇抜な髪型や剃り込みなどは禁止する。
- ② 整髪料の使用、脱色、染色やパーマを禁止する。
- ③ 髪が長い場合、髪ゴムか、飾りのないヘアピン等でとめる。

(2) **装飾品** ※特別な事情がある場合には、担任と相談する。

- ① ピアス、イヤリング、ネックレス、数珠、ブレスレット（お守りを含む）、指輪、つけ爪、ネイル、つけ髪、カラーコンタクトなどは禁止。
- ② 化粧・・・禁止とする。
- ③ 爪・・・常に短く手入れし、清潔に保つ。また、どんな装飾もしないこと。
- ④ 眉剃りと眉毛を抜くなどの行為を原則禁止とする。（行事や大会等の参加ができなくなる）
- ⑤ 体育着は、学校指定のものを着る。その他は体育担当の先生と相談する。
- ⑥ 靴は、運動（ランニングシューズ）に適したものとする。また、かかとをつぶして履くようなことをしない。（ハイカット・ミドルカット等のくるぶしを覆う靴は禁止とする。）
- ⑦ 内履きは、自分のサイズに合った運動靴を奨励する。
- ⑧ 靴下はルーズソックス禁止とし、儀式的行事では白か黒の靴下とする。また、寒い時の防寒用タイツを着用することを認める。
- ⑨ 防寒用とし、膝掛けタオルケットやカイロを使用してもよい。目的以外に使っている場合は、持ち込みを禁止とする。
- ⑩ 香水等はつけない。（リップ等は無香性・無色のものを使う）
- ⑪ 行事など、ジャージ登校の際は中から体育着を着用し登校する。（違反者は着替え指導を行う。）

(3) **心得の見直し**

- ① 生徒総会で発議（生徒会） → ②職員会議で検討 → ③校長の判断で見直しを検討

《本校指定服の購入先》

ワークショップハピネス 住所：沖縄県南城市佐敷字津波古 1008-3

Tel：090-6639-1050 ※ズボンは、夏、冬兼用です。